法律

医療法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十四号

医療法の一部を改正する法律

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三節　管理（第四十六条の二―第五十四条）
第四節　社会医療法人債（第五十四条の二―第五十四条の八）
第五節　解散及び合併（第五十五条―第六十二条）
第六節　監督（第六十三条―第七十一条）」

を

「第一款　機関
第二款　社員総会
第三款　評議員及び評議員会（第四十六条の三―第四十六条の六）
第四款　役員の選任及び解任（第四十六条の四―第四十六条の七）
第五款　理事（第四十六条の五―第四十六条の五の四）
第六款　理事会（第四十六条の六―第四十六条の六の四）
第七款　監事（第四十六条の七・第四十六条の七の二）
第八款　役員等の損害賠償責任（第四十六条の八―第四十六条の八の三）
第四節　計算（第五十条―第五十七条）
第五節　社会医療法人債（第五十四条の二―第五十四条の八）
第六節　定款及び寄附行為の変更（第五十四条の九）
第七節　解散及び清算（第五十五条―第五十六条の十六）
第八節　合併及び分割
第一款　合併
第一目　通則（第五十七条）
第二目　吸収合併（第五十八条―第五十八条の六）
第三目　新設合併（第五十九条―第五十九条の五）
第二款　分割
第一目　吸収分割（第六十条―第六十条の七）
第二目　新設分割（第六十一条―第六十一条の六）
第三目　雑則（第六十二条・第六十二条の二）
第三款　雑則（第六十二条の三―第七十一条）」

を加え、「二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県」を「次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県」に改め、同号に次のように加える。

イ　二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人（ロに掲げる者を除く。）　当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県

ロ　一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの　当該病院の所在地の都道府県

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三　前条第一項の認定（以下この項及び第六十四条の二第一項において「社会医療法人の認定」という。）を受けた医療法人のうち、前条第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたこと（当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができない事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。）により第六十四条の二第一項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの（前条第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものに限る。）は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下この条において「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた医療法人は、前条第一項及び第三項の規定の例により収益業務を行うことができる。

3　前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。

4　前三項に規定するもののほか、実施計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、「合併」の下に「、分割」を加える。

第四十四条第一項中「医療法人は、」の下に「その主たる事務所の所在地の」を、「都道府県知事」の下に「（以下この章（第三項及び第六十六条の三を除く。）において単に「都道府県知事」という。）」を加える。